認知症対応型共同生活介護サービス 介護予防認知症対応型共同生活介護サービス 重要事項説明書

当施設は介護保険法の指定を受けております 船橋市指定 介護保険事業所番号 1270903055

当事業所はご利用者に対して認知症対応型共同生活介護 [介護予防認知症対応型共同生活介護] サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。但し、要支援1の方は利用できません。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1.	施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3.	居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4.	職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・2
5.	当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・2
6.	施設を退所していただく場合(契約の終了について)・・・・8
7.	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・9
8.	非常災害対策について・・・・・・・・・・・・9
9.	衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
10.	業務継続計画の策定等について・・・・・・・・・・10
11.	緊急時の対応方法について・・・・・・・・・・・10
12.	第三者評価について・・・・・・・・・・・・・10
13.	情報公開について・・・・・・・・・・・・・・10
14.	秘密の保持と個人情報の保護について・・・・・・・・10
15.	虐待の防止について・・・・・・・・・・・・・11
16.	身体拘束について・・・・・・・・・・・・・11
17.	地域との連携について・・・・・・・・・・・11
18.	サービス提供の記録・・・・・・・・・・・・ 1 1 4e

社会福祉法人 南生会 グループホーム ハピネス

1. 施設経営法人

(1)法人名 : 社会福祉法人 南生会

(2)法人所在地 : 千葉県船橋市古和釜町430番1

(3) 電話番号 : 047-457-8660

(4)代表者氏名 : 理事長 藤代 孝七

(5) 設立年月 : 平成3年10月14日

(6) その他事業 : 特別養護老人ホーム 南生苑 (指定介護老人福祉施設)

特別養護老人ホーム みやぎ台南生苑(指定介護老人福祉施設) 南生苑 ショートステイサービス (指定短期入所生活介護) みやぎ台南生苑ショートステイサービス(指定短期入所生活介護)

デイサービスセンター 南生苑 (指定通所介護) ひばりの丘 デイサービスセンター (指定通所介護) 船橋市南老人 デイサービスセンター(指定通所介護)

南生苑在宅支援センター松が丘 (指定居宅介護支援事業)

松が丘在宅介護支援センター 三咲在宅介護支援センター 豊富・坪井地域包括支援センター

ひばり保育園 みそら保育園 あまねの杜保育園

2. ご利用施設

(1)施設の種類 :認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

船橋市指定 介護保険事業所番号 1270903055

(2)施設の目的 :認知症対応型共同生活介護支援事業 [介護予防認知症対応型共同生

活介護事業]の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め事業所の管理者及び計画作成担当者、介護職員が、認知症の症状を伴う要介護状態[要支援状態]の利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護[介護予防認知症対応型共

同生活介護〕を提供することを目的とします。

(3)施設の名称 : グループホーム ハピネス

(4)施設の所在地: 千葉県船橋市古和釜町207

(5)電話番号 : 047-410-8001

(6)管理者氏名 : 相馬 あい

(7) 当法人の理念 1. 人間尊重・プライド尊重・プライバシー尊重を守ります。

2. 利用者様の自立支援を基本に安心・安全・感動のある日々

を提供します。

3. 地域福祉に寄与します。

(8)施設の運営方針 ご入居者が、可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境

と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。

(9)開設年月 平成17年4月1日

(10)入所定員 18人(9人×2ユニット)

3. 居室の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は全室個室です。日常生活は9名ずつのユニットケアを基本にしています。ユニット毎に共同生活室・浴室を設置しています。

居室・設備の種類	室数・面積	備考
居室(個室)	18室(14.91㎡)	2ユニット
食堂・居間	2 室	各ユニットに 1 室
浴室	2 室	各ユニットに 1 室
便所	6 室	各ユニットに3室

◆居室の変更: ご契約者(ご入居者)から居室の変更希望の申し出があった場合は、居

室の空き状況等により施設でその可否を決定いたします。また、ご契約者(ご入居者)の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者(ご入居者)やご家族等と協議のうえ決定い

たします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して認知症対応型共同生活介護 [介護予防認知症対応型 生活介護]サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

│ 職 種	常勤換算
管理者	1 名以上
計画作成担当者	1名以上
介護職員	10名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制	
	標準的な時間帯における最低配置人員	
	早番:07:00~16:00	2名
介護職員	日中:08:00~17:00	2 名
	遅番:12:30~21:30	2 名
	夜間:21:15~ 7:15	1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者(ご入居者)に対して以下のサービスを提供いたします。 当施設が提供するサービスについて、

- (1)ご利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)ご利用料金の全額をご契約者(ご入居者)にご負担いただく場合

がございます。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、食費を除き介護保険給付額が給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

・食事はゆとりをもって摂っていただけるよう配慮いたしますが、生活リズムを保つため、一定の時間に食事提供をさせて頂きます。ご利用者の身体状況に合わせ食事の献立はご利用者と相談し、可能な範囲で買い物、調理、片付け等を一緒に行います。

食事時間 朝食:08:00~10:00 昼食:12:00~14:00 夕食:18:00~20:00

2 入浴

・ご入居者の心身状態を配慮しながら週2回入浴を行います。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

4) 整容

・身だしなみに留意し、その人らしくご利用者が生活できるように努めます。可能 な範囲はご利用者自身で行っていただき、必要時職員が支援いたします。

⑤健康管理

- ・ご利用者が心と体の落ち着ける生活を送れるよう努め、健康に留意し安定した生活を支援いたします。ご利用者の身体状況に合わせて、通院・往診の介助をいたします。
- ※原則として当施設の提携医療機関への送迎とさせていただきます。
- ※医療機関での健康診断はご家族様対応となります。

⑥金銭管理

- ・日常必要な金銭の管理(立替)をご利用者に代わり行います。
 - ※当施設では財産管理は行いません。お小遣い等自己管理をされたい方について は、計画作成担当者までご相談ください。
 - ※自己管理分については、自己責任の範囲内でお願いします。

(2) サービス利用料金 下記利用料金は参考金額です。実際の請求金額と異なる場合があります。

【認知症対応型共同生活介護費】

(1ヶ月が31日の場合)

	1日の 利用単位数	1ヶ月の 利用単位数	1ヶ月の 利用料金	1 か月の 自己負担額 (1 割)	1 か月の 自己負担額 (2 割)	1か月の 自己負担額 (3割)
要支援 2	749 単位	23,289 単位	245,466 円	24,547 円	49,093 円	73,640 円
要介護1	753 単位	23,413 単位	246,773 円	24,678 円	49,355 円	74,032 円
要介護 2	788 単位	24,498 単位	258,208 円	25,820 円	51,642 円	77,462 円
要介護3	812 単位	25,242 単位	266,050 円	26,605 円	53,210 円	79,815 円
要介護4	828 単位	25,738 単位	271,278 円	27,128 円	54,256 円	81,383 円
要介護 5	845 単位	26,265 単位	276,833 円	27,683 円	55,367 円	83,050 円

【その他加算】

(1ヶ月が31日の場合)

					(1 / / 1// 51 -	
	1日の 利用単位数	1ヶ月の 利用単位数	1ヶ月の 利用料金	1か月の 自己負担額 (1割)	1か月の 自己負担額 (2割)	1か月の 自己負担額 (3割)
サービス提供 体制強化加算(I)	22 単位	682 単位	7,189 円	719 円	1,438 円	2,157 円
サービス提供 体制強化加算(II)	18 単位	558 単位	5,882 円	589 円	1,177 円	1,765 円
サービス提供 体制強化加算(Ⅲ)	6 単位	186 単位	1,961 円	196 円	392 円	588 円
協力医療機関 連携加算		100 単位	1,054 円	105 円	210 円	315 円
協力医療機関連携加算(上記以外)		40 単位	422 円	42 円	84 円	126 円
医療連携体制加算 (I)イ★	57 単位	1,767 単位	18,624 円	1,862 円	3,724 円	5,587 円
医療連携体制加算 (I)□★	47 単位	1,457 単位	15,356 円	1,536 円	3,071 円	4,608 円
医療連携体制加算 (I)ハ★	37 単位	1,147 単位	12,089 円	1,209 円	2,418 円	3,627 円
医療連携体制加算 (Ⅱ)★	5 単位	155 単位	1,634 円	163 円	327 円	489 円
認知症専門ケア 加算(I)	3 単位	93 単位	981 円	98 円	196 円	294 円
認知症専門ケア 加算(Ⅱ)	4 単位	124 単位	1,307 円	131 円	262 円	392 円
認知症チームケア 推進加算(I)☆		150 単位	1,581 円	158 円	316 円	474 円
認知症チームケア 推進加算(Ⅱ)☆		120 単位	1,265 円	126 円	253 円	378 円
生活機能向上 連携加算(I)		100 単位	1,054 円	105 円	210 円	315 円
生活機能向上 連携加算(Ⅱ)		200 単位	2,108 円	211 円	422 円	633 円
初期加算	30 単位	900 単位 (30 日間を限度)	9,486 円	949 円	1,898 円	2,846 円
入院時費用	246 単位	1,476 単位 (6 日間を限度)	15,557 円	1,556 円	3,112 円	4,668 円
若年性認知症利用 者受入加算	120 単位	3,720 単位	39,209 円	3,921 円	7,842 円	11,763 円
夜間支援体制 加算(Ⅱ)	25 単位	775 単位	8,169 円	817 円	1,634 円	2,451 円
科学的介護推進 体制加算		40 単位	422 円	43 円	85 円	127 円
口腔衛生管理体制 加算		30 単位	317 円	32 円	64 円	95 円
口腔・栄養スク リーニング加算		20 単位 (6月に1回)	211 円	21 円	43 円	64 円

高齢者施設等感染 対策向上加算(I)		10 単位	105 円	11 円	22 円	33 円
高齢者施設等感染 対策向上加算(Ⅱ)		5 単位	53 円	5 円	10 円	15 円
新興感染症等施設 療養費	240 単位	1200 単位 (連続する 5 日)	12,648 円	1,265 円	2,530 円	3,794 円
生産性向上推進体 勢加算(I)		100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円
生産性向上推進体 勢加算(Ⅱ)		10 単位	105 円	11 円	22 円	33 円
退居時情報 提供加算		250 単位 (1 回のみ)	2,635 円	264 円	527 円	792 円
退居時相談 援助加算		400 単位 (1 回のみ)	4,216 円	422 円	844 円	1,265 円
介護職員処遇改善加算(I)		総単位数の 18.6%				
介護職員処遇改善 加算(Ⅱ)		総単位数の 17.8%				
介護職員処遇改善 加算(Ⅲ)		総単位数の 15.5%				
介護職員処遇改善加算(IV)		総単位数の 12.5%				

- ※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。
- ※ ☆については、認知症専門ケア加算と同時算定はできません。
 - ※サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合 に算定します。
 - ※協力医療連携体制加算は、医師又は看護職員が相談対応を行う体制、診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保しており、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合。入居者の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。
 - ※医療連体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。
 - ※認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
 - ※認知症チームケア推進加算(I)は、入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上である場合、専門的な研修を修了している職員の配置、複数人の介護職からなる認知症の行動・心理症状の評価・カンファレンス・計画作成等を、チームを組んで実施する場合に算定します。認知症チームケア推進加算(I)は、(I)を実施し、専門的な研修を修了している職員の配置、複数人の介護職からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んで実施する場合に算定します。
 - ※生活機能向上連携加算(I)は、当事業所の計画作成担当者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
 - 生活機能向上連携加算(II)は、訪問リハビリテーション事業所等が当事業所を訪問した際に、当事業所の計画作成担当者と共同で利用者の状態評価を行い、生活機能の向上

を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。

- ※初期加算は、当事業所に入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※利用者が病院又は診療所に入院後、3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合、1月に6日を限度として246単位(利用料2,570円、1割負担:257円、2割負担:514円、3割負担:771円)を算定します。
- ※若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象 に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※夜間支援体制加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の 状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護 の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※口腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に 算定します。
- ※口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の 健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※高齢者施設等感染症対策向上加算(I)は、医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している事、一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、発生時には協力医療機関等と連携し適切に対応している事、決められた研修や訓練(医療機関又は地域の医師会)に参加している場合に算定します。高齢者施設等感染症対策向上加算(II)は、医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定します。
- ※新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合に1か月に1回、連続する5日を限定として算定します。
- ※生産性向上推進体制加算(I)は、(Ⅱ)の要件を満たしデーターによる業務改善の取り組みによる成果が確認されている事、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している事、職員間の適切な役割分担の取り組み等を行っている事、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みに効果を示すデーターの提供を行っている場合に算定します。生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行っている事、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みに効果を示すデーターの提供を行っている場合に算定します。
- ※退居時相談援助加算は、利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ◆地域区分別の単価(4級地10.54円)を含んでいます。

【その他費用】

家賃	月額 50,000円 入院・外泊等で居室を利用しない場合も料金を頂きます。
敷金	入居時 200,000円 利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような 使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し 引いて、退居時に残額を返還します。また、未払い家賃がある場合は、敷金 から差し引いて、退居時に残額を返還します。
食費	日額1,500円 (朝食400円 昼食500円 おやつ100円 夕食500円)
水道光熱費	月額20,000円
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 (理美容代、オムツ代、行事参加費、診療費、薬代 等)

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金·費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、請求書発行日の翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関(郵便局も含む)からの自動引き落とし

※引落日:銀行は20日、郵便局は25日に引き落としとなります。

(20日、25日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります)

イ. 下記指定口座への振り込み ※振り込み手数料はご契約者(ご入居者)のご負担となります。

千葉銀行 高根台支店 普通預金 No. 2 2 7 9 4 0 9

口座名:社会福祉法人 南生会

ウ. 窓口での現金支払い

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者(ご入居者)の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	船橋総合病院
所在地	千葉県船橋市北本町1-13-1
診療科	外科·消化器科・内科·整形外科·耳鼻咽喉科·眼科·循環器科・リハビリテーション科·循環器科・皮膚科·脳神経科・神経内科・泌尿器科・腎臓内科等

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ふなえ歯科クリニック
所在地	千葉県船橋市本郷町272-1

※入院期間中の体制について

医師の判断により、入院後3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、ご契約者(ご入居者)及びご家族の同意の上、退院の手続き等、状況に応じた便宜を図ります。また、退院が予定より早まる等の理由により居室の確保が間に合わない場合を除き、退院後再び入居できる体制を確保します。入院期間中は必要に応じて、ご家族、病院との連絡調整、情報提供を行います。

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、次のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者(ご入居者)に退所していただく場合があります。

- ①認知症の症状に伴う著しい精神症状等により、少人数による共同生活を営むこと に支障がある場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖 した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者(ご入居者)に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者(ご入居者)から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- (1) ご契約者(ご入居者)からの退所の申し出(中途解約·契約解除) 契約の有効期間であっても、ご契約者(ご入居者)から、当施設からの退所を申し出 ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに解約届出書 をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約·解除し、施設を退所 することができます。
 - ①介護保険給付対象外サービスの、利用料金の変更に同意できない場合
 - ②ご契約者(ご入居者)が入院された場合
 - ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施 しない場合
 - ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者(ご入居者)の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑥他の入居者がご契約者(ご入居者)の身体·財物·信用等を傷つけた場合、もしく は傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除) 以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。
 - ①ご契約者(ご入居者)が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ②ご契約者(ご入居者)による、サービス利用料金の支払いが60日以上遅延し、催告にもかかわらず30日以内にこれが支払われない場合
 - ③ご契約者(ご入居者)が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命·身体·財物·信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ご契約者(ご入居者)が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
 - ⑤ご契約者(ご入居者)が介護保険施設等に入所・入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者(ご入居者)が当施設を退所する場合には、ご契約者(ご入居者)の希望により、事業者はご契約者(ご入居者)の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者(ご入居者)に対して速やかに行います。

- ◆適切な医療機関との連携
- ◆居宅介護支援事業者との連携
- ◆保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との連携

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■苦情受付担当者:小井土珠江(さくら)/ 荒井孝司(花みずき)

■苦情処理責任者:相馬 あい

■所在地:千葉県船橋市古和釜町207

Tel: 047-410-8001 Fax: 047-410-8222

■受付時間:毎週月曜日~土曜日(日、祝日、年末年始を除く)

09:00~17:00

※苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

船橋市役所 介護保険総合相談窓口 ■所在地:千葉県船橋市湊町2-10-25 Tel:047-436-2302

■受付時間:毎週月曜日~金曜日(±、日、祝日、年末年始を除く)

09:30~16:30

船橋市役所 指導監査課 ■所在地:千葉県船橋市湊町2-8-11 Tel:047-404-2712

■受付時間:月曜日~金曜日(±、日、祝日、年末年始を除く)

09:00~17:00

千葉県国民健康保険

団体連合会

介護保険課苦情相談窓口

■所在地: 千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3

Tel: 043-254-7428

■受付時間:月曜日~金曜日(±、日、祝日、年末年始を除く)

09:00~17:00

8. 非常災害対策について

- (1) 災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組み を行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に 従業員、ご入居者、ご家族に周知します。
- (3)避難、救出その他必要な訓練を年2回以上行います。

9. 衛生管理等

- (1) 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底します。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に 実施します。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定(介護予防)認知症対 応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の 業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従っ て必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施します。
- (3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

11. 緊急時の対応方法について

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供中に、入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、入居者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

12. 第三者評価について

当事業所で提供	ŧしてい	るサービ	スの内容	『や課題等に	こついて、	第三者の観	点から評	፻価を
行います。								
中佐の七年	1		1					

実施の有無	(_)
実施した年月日	(_)
評価機関名称	(_)
評価開示状況	(_)

13. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所内掲示、法人ホームページにおいて公開いたします。

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ③この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
 - ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

- ②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。 (開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族·親族・ 同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報します。

16. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察、検討内容、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性·····直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなく なった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による 評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告 ・評価・要望・助言等についての記録を作成し公表します。

18. サービス提供の記録

- (1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険

被保険者証に記載いたします。

以上

令和 年 月 日

社会福祉法人南生会 グループホーム ハピネス

説明者職名 管理者 氏名 相馬 あい 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

契約者氏名 印

(代理人)住所

代理人氏名 印